

令和5年度 児童手当・特例給付 現況届 記入例

赤い太線の枠内を必ず記入してください。
赤い点線枠内は変更がある場合や児童と別居している場合に記入してください。

記入方法

- 赤い太線の枠内（提出年月日・受給者氏名・令和4年中の譲渡所得・加入年金名称・配偶者の状況など）をものないよう記入してください。
- 赤い点線の枠内は変更がある場合や児童と別居している場合に記入してください。電算出力された内容に誤りがないか確認し、**変更のある場合は余白に正しい内容を赤で記入**してください。

添付書類

次の事項に該当する人は、添付書類が必要です。

A 児童と同居していない人・・・ **申立書**
 申立書が必要な方で同封されていない場合はお問い合わせください。

B 3歳未満の児童を養育しており、令和5年6月1日時点で加入している公的年金の種別が、私立学校教職員共済以外の共済組合加入者（国家公務員共済・地方公務員共済・日本郵政共済など）の人のみ

受給者の健康保険証（表面）のコピー
 「受給者の健康保険証のコピー貼り付け欄」に健康保険証（表面）のコピーを貼り付けてください。

C 支払希望口座に変更がある人
振込口座の内容確認ができる通帳の写し（コピー）
 銀行・支店名、口座番号、口座名義が確認できる部分の写し、又はキャッシュカードの表面の写し（コピー）を、**現況届裏面に貼り付けてください。**※口座名義の変更はできません。

D その他
 ①児童の父母でない人・・・ **申立書**
 ②「児童氏名」欄の右側に「同居父母」「父母指定者」「未成年後見」と表示されている人・・・ **申立書**
 ③児童が「留学」のため海外に別居している場合
「留学」の申立書及び留学の事実を証明する書類

※ A～Dの他に、添付書類が必要になる場合があります。

- 提出年月日は、郵送の場合は郵送する日を、持参の場合は持参した日を記入してください。（提出期限：令和5年6月30日）
- 令和5年1月1日時点の住所が鹿児島市以外の人または鹿児島市以外の他市町村で所得の申告をしている人のみ（ ）内にその市町村名を記入してください。
- 令和4年中の譲渡所得の有無を○で囲んでください。（無い場合も必ず○で囲んでください。）
- 氏名を記入してください。
- 勤務先を記入してください。（無職の場合、「無職」と記入してください。）
- 配偶者の有無を○で囲んでください。「いる」の場合、配偶者の氏名を記入し、職業を○で囲んでください。職業が公務員の場合、勤務先と所属部署を記入してください。また、同居・別居のいずれかを○で囲み、別居のときは住所を記入してください。

令和5年度 児童手当・特例給付 現況届 提出期限 令和5年6月30日(※必着)

提出年月日	令和5年 ①月 ②日	受給者氏名	⑤	性別	○	生年月日	○	R5.1.1時点住所	1. 鹿児島市 2. 市 区 町 村
児童氏名	②	生年月日	○	続柄	○	同居別居	○	養育先	1. 同居 2. 別居
令和4年中の譲渡所得	③	加入年金名称	④	配偶者の状況	⑦	職業	○	勤務先	○
児童手当等の受給状況	④	児童氏名	⑩	生年月日	○	続柄	○	同居別居	○

※イ～エに該当する人で3歳未満の児童を養育している人は、健康保険証のコピーを貼り付けてください。

① 提出年月日は、郵送の場合は郵送する日を、持参の場合は持参した日を記入してください。（提出期限：令和5年6月30日）

② 令和5年1月1日時点の住所が鹿児島市以外の人または鹿児島市以外の他市町村で所得の申告をしている人のみ（ ）内にその市町村名を記入してください。

③ 令和4年中の譲渡所得の有無を○で囲んでください。（無い場合も必ず○で囲んでください。）

④ 受給者が令和5年6月1日時点で加入している公的年金種別について、該当する番号に○をしてください。「1. 厚生年金」の人のうち、共済組合の組合員（旧共済年金加入者）の人は、ア～エの該当する（ ）に○をしてください。

⑤ 氏名を記入してください。

⑥ 勤務先を記入してください。（無職の場合、「無職」と記入してください。）

⑦ 配偶者の有無を○で囲んでください。「いる」の場合、配偶者の氏名を記入し、職業を○で囲んでください。職業が公務員の場合、勤務先と所属部署を記入してください。また、同居・別居のいずれかを○で囲み、別居のときは住所を記入してください。

⑧ 電話番号に誤りがある場合は点線枠内にご記入ください。

⑨ 「支払希望金融機関」は、変更がない場合記入不要です。変更がある場合は、赤の点線枠内に「受給者名義」の口座を記入の上、通帳の写し（コピー）も必ず添付してください。（名義の変更や貯蓄預金への変更はできません。）

⑩ 平成17年4月2日以降に生まれた児童で、養育している児童についての記載欄です。施設に入所中の児童は、記載対象に含まれませんのでご注意ください。（短期入所（2ヶ月以内）を除く。）児童と同居の場合は記入の必要はありません。児童と別居している場合は、児童の別居先の住所・別居開始年月日を記入し、申立書を添付してください。

児童手当等の受給者は、います。
 この現況届は、提出が必要な人に送付しています。提出がない場合は、6月分以降の手当を支給できません。別紙の記入例を参照の上、必ず期限内に郵送か、直接窓口で手続きしてください。窓口の混雑により待ち時間が生じる場合があります。郵送での提出にご協力ください。
 ※郵送の場合は、不着等の郵便事故防止のため、特定記録郵便、簡易書留など記録に残る方法で郵送されることをお勧めいたします。

記入方法 詳細は別紙「記入例」をご覧ください。
 ・赤の太枠内をものないよう記入してください。
 ・赤の点線枠内は変更がある場合や児童と別居している場合に記入してください。

※イ～エに該当する人で3歳未満の児童を養育している人は、健康保険証のコピーを貼り付けてください。

受給者の健康保険証のコピー貼り付け欄（のりしろ）
 ※3歳未満の児童を養育している方で、令和5年6月1日時点の年金種別が、私立学校教職員共済以外の共済組合加入者（国家公務員共済・地方公務員共済・日本郵政共済など）の人は健康保険証のコピーを貼り付けてください。
 ※受給者自身が第3号被保険者の場合（配偶者の健康保険証の扶養に入っている場合）、または任意継続被保険者の場合は、「3. 国民年金」に○をしてください。（健康保険証の貼り付けは不要）

※マイナンバーカードを利用して、マイナポータルのぴったりサービスにて、電子申請も可能です。ご利用にあたっては「対応のスマートフォンまたはパソコン+ICカードリーダー」が必要になります。

注意事項

- 次の事項に該当する人は、**直接窓口で手続き**してください。
- 現況届の「差止事由」に記載がある。
 - 出生等により児童が増えているが、増額改定の手続きをしていない。

※裏面もご覧ください。

児童手当制度について

支給月額

- ・ 3歳未満 月額15,000円(一律)
- ・ 3歳以上小学校修了前
 (第1子・第2子) 月額10,000円
 (第3子以降) 月額15,000円
- ・ 中学生 月額10,000円(一律)
- ・ 上記でも、所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合 月額 5,000円(一律)

※所得上限限度額以上の場合、支給されません。

所得制限について

令和5年度(令和4年分)の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合、手当額は、児童の年齢にかかわらず中学校修了前の児童1人につき月額5,000円となります。所得上限限度額以上の場合は、支給されません。

前年末現在の扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	所得上限限度額(万円)
0人	622.0	858.0
1人	660.0	896.0
2人	698.0	934.0
3人	736.0	972.0
4人	774.0	1010.0
5人	812.0	1048.0

※ 受給者の前年の収入から「給与所得控除」、「医療費控除」等を控除した額が所得額となります。

なお、所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある人の限度額は、上記の額に当該同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。

郵送先・問い合わせ先

○お近くの郵送先を切り取り、切手と宛名を封筒に貼ってお出してください。
(郵送料は受給者の負担となります。)

〔本庁地区〕

切手をお貼りください。

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所

こども福祉課 児童給付係 行

TEL 216-1261 (直通)

(現況届在中)

〔谷山地区〕

切手をお貼りください。

〒891-0194

鹿児島市谷山中央四丁目4927番地

谷山福祉部

福祉課 子育て支援係 行

TEL 269-8473 (直通)

(現況届在中)

〔伊敷地区〕

切手をお貼りください。

〒890-0008

鹿児島市伊敷五丁目15番地1

伊敷支所

伊敷福祉課 福祉係 行

TEL 229-2113 (直通)

(現況届在中)

〔吉野地区〕

切手をお貼りください。

〒892-0871

鹿児島市吉野町3256番地3

吉野支所

吉野福祉課 福祉係 行

TEL 244-7379 (直通)

(現況届在中)

〔郡山地区〕

切手をお貼りください。

〒891-1192

鹿児島市郡山町141番地

郡山支所

郡山保健福祉課 行

TEL 298-2114 (直通)

(現況届在中)

〔桜島地区〕

切手をお貼りください。

〒891-1415

鹿児島市桜島藤野町1439番地

桜島支所

桜島保健福祉課 行

TEL 293-2360 (直通)

(現況届在中)

〔吉田地区〕

切手をお貼りください。

〒891-1392

鹿児島市本城町1696番地

吉田支所

吉田保健福祉課 行

TEL 294-1214 (直通)

(現況届在中)

〔松元地区〕

切手をお貼りください。

〒899-2792

鹿児島市上谷口町2883番地

松元支所

松元保健福祉課 行

TEL 278-5417 (直通)

(現況届在中)

〔喜入地区〕

切手をお貼りください。

〒891-0203

鹿児島市喜入町7000番地

喜入支所

喜入保健福祉課 行

TEL 345-3755 (直通)

(現況届在中)